

学生に対する「年収の壁」への対応についての意見

2024年11月15日

是枝 俊悟（大和総研）

- ・ 現状では約 61 万人の学生が、税制上の扶養基準である「103 万円」または健康保険の扶養基準である「130 万円」を意識して就業調整を行っていると見込まれる。学生の就業調整の解消および企業の人手不足緩和の観点から、これらの基準を 180 万円まで引き上げてはどうか。
- ・ 就業調整の要因となっている「年収の壁」は、学生と被扶養配偶者で直面する状況が異なる。学生が直面する「103 万円の壁」と「130 万円の壁」の引上げは、政府の税・社会保険料の収入にほぼ影響を与えず、学生本人の将来の年金給付にも影響しないため、実現可能性が高い。
- ・ 現行制度では、健康保険（および厚生年金）の被扶養者となる上限収入について、60 歳以上および障害者の場合は、特別の事情を勘案して、一般の「130 万円未満」より高い「180 万円未満」の基準が適用されている。学生についても、学費負担があるという特別の事情を勘案して、同様に「180 万円未満」の基準を適用することが妥当ではないか。
- ・ 併せて、税制上の特定扶養控除（19 歳以上 23 歳未満）の対象となる者の上限収入も 103 万円から 180 万円程度に引き上げてはどうか。
- ・ 上記施策を実施した場合、約 61 万人の学生が希望通り働けるようになり、労働供給量は年間 0.4～3.3 億時間、雇用者報酬は同 610～4,560 億円、個人消費は同 430～3,190 億円増加するという試算結果が得られた。学生の税・社会保険の扶養基準引上げは、政府の減収をほぼ生じさせることなく、学生のいる世帯の所得増加、企業の人手不足の緩和、消費の活性化といった多くのメリットをもたらす施策と言える。

詳細は、是枝俊悟・山口茜「学生の「103 万円の壁」撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい」（2024 年 11 月 11 日、大和総研レポート）を参照。

以上